

利用取消と利用変更について

利用日の1ヶ月前(ホールは3ヶ月前)までのお手続きが必要です。
利用についての変更や取消しなどの場合は、直ちに連絡してその指示を受けてください。
手続きの際にすでに発行している利用承認書と領収書が必要となります。

● 利用の取消

利用日の1ヶ月前(ホールは3ヶ月前)までに利用承認の取消手続きを行ってください。
連続で複数区分を予約されている場合、ご希望の区分を取消することが可能です。

(※但し、ホールM・音楽実習室・交流ギャラリーの場合は取消することによって

残りの区分の料金が本番料金に変更となる場合がありますので、差額分の料金を徴収させていただきます。)

一度承認された利用料金は返金できません。

但し、期日前に取消を行ったときは次に掲げる額を返金いたします。

《キャンセル料金》

キャンセル理由・期日	返金額
①天災、その他利用者の責めに帰さない理由により 利用できなくなったとき	100%
②施設等の管理上の支障のため利用承諾を取消したとき	100%
③ホール及びこれらと同時に利用する施設につき、 利用日の3ヶ月前までに利用取消の手続きを行ったとき	50%
④③以外の施設につき利用日の1ヶ月前までに 利用取消の手続きを行ったとき	50%

※一度ご入金いただいた備品代金は返金できません。

未入金の備品代(人件費を除く)に関しましては前日までにご連絡いただければ費用はかかりません。

※利用区分が分かれてしまう場合はそれぞれの区分で備品代金がかかります。

例:全日利用で午後区分を取消し、午前・夜間区分の利用の場合→午前区分と夜間区分それぞれ1区分ごとに備品代金がかかります。

● 利用日の変更

利用日の1ヶ月前(ホールは3ヶ月前)までなら**1度だけ可能**です。

利用日まで1ヶ月前(ホールは3ヶ月前)をすぎた場合、

または1度振替手続きを行った予約の変更・キャンセルはできません。

変更により利用料金が増額になった場合は差額分の料金を徴収させていただきます。

変更により利用料金が減額になった場合は差額分の料金は返金いたしません。

1つの利用を2つの利用に分けることはできません。

例:利用区分が全日の申請を別日の午前と別日の午後夜間に変更する。

施設の利用を別施設の2つに変更する。